

平成 30 年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果について

島根県健康推進課

1. 国保制度改革

国民健康保険（以下「国保」という。）は、加入者の年齢が、被用者保険より高く、必然的に医療費が多くかかります。

また、年金生活者や非正規雇用の方などの割合が高く、所得に対する保険料負担が重いとされています。

こうした国保の構造的な課題の解決を図るため、3,400 億円の財政支援の拡充が行われるとともに、平成 30 年度から国保運営の在り方が見直されることになりました。

2. 新制度概要 別紙 1 参照

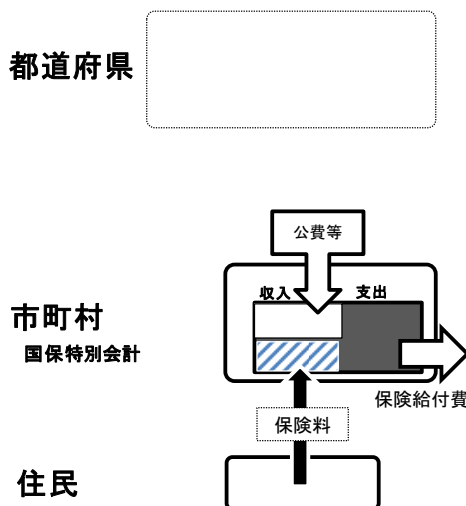
これまで、市町村ごとに国保は運営されてきましたが、平成 30 年 4 月からは、県も国保運営に加わるようになります。

県は、県民の方から直接、保険料を集めるのではなく、市町村を通じて、国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）という形で集め、これに国費などの公費等を加え医療費（保険給付費）などの支払いを行っていきます。

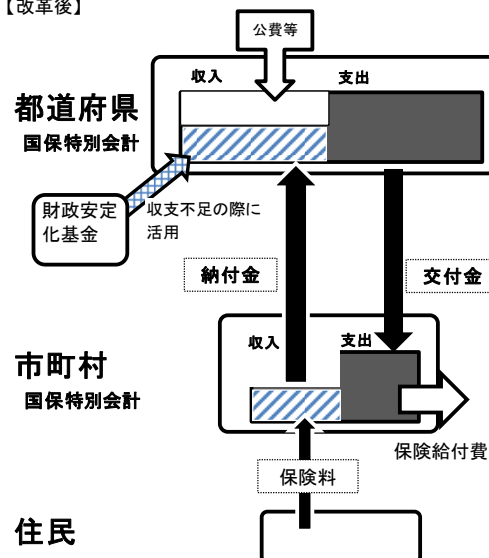
具体的には、県は、県全体の医療費等を推計し、県に入ってくる公費等を除いた部分を市町村から納付金として集めることになります。

【参考】財政のしくみ（医療費（保険給付費）の場合）

【現行】



【改革後】



納付金は、医療費（保険給付費）を賄う「医療分」に加え、75 歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度への拠出金である「後期高齢者支援金分」、40 歳以上が納める「介護納付金分」の区分ごとに算定する必要があります。

納付金は、市町村毎の医療費水準、所得水準、被保険者数、世帯数などに応じて、県が各市町村に割り振ります。

3. 納付金算定の前提条件

平成 30 年度の医療費(保険給付費)は、過去の医療費の伸び率をもとに計算した額を各市町村の医療費の状況等に応じて補正し、約 524 億円と見込みました。

後期高齢者支援金及び介護納付金は、国から指示のあった算定式及び係数をもとに見込みました。

被保険者数については、過去 3 年間の被保険者数の増減をもとに市町村毎に推計しました。

制度移行に伴い、追加公費として国ベースで約 1,600 億円が措置されることとなり、今回の算定に当たっては、そのうちの県影響分を加味しています。

4. 算定結果

(1) 納付金 別紙 2 参照

平成 30 年度に県が市町村から納付してもらう納付金総額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分をあわせて約 183 億円余となっています。

市町村は、制度改正後においても市町村に直接交付されることになる国や県からの補助金等と被保険者からの保険料でもって、県に納付金を支払っていくことになります。

(2) 市町村ごとの一人当たり保険料収納必要額 別紙 3 参照

(各市町村が保険料として集めなければならない額(以下「保険料収納必要額」という。) ÷ 被保険者数)

納付金の額に、健診などの保健事業に要する費用や制度改正後も市町村ごとに算定される国や県からの公費など、市町村の個別事情を加減算すると、市町村の保険料収納必要額が算出されます。

この保険料収納必要額を被保険者数で除した、一人当たりの保険料収納必要額(各市町村が集める保険料総額の 1 人分に相当する)は、別紙 3 のとおりとなっています。

別紙 3 では激変緩和措置として、一人当たりの保険料収納必要額に所要の調整(※)を行った額(人数調整後欄)をもって、平成 28 年度決算額と平成 30 年度の額を比較し、伸び率が 1.0%に収まるように調整しています。

(※) 介護納付金に係る一人当たり保険料収納必要額を 40 歳以上の被保険者数ではなく、一般被保険者数(平成 28 年度分は平成 28 年度と平成 30 年度の介護第 2 号被保険者数等で別途調整)で除した額とする。

【留意事項】

今回示した一人当たり保険料収納必要額は、各市町村が保険料として集めなければならない額を、単純に被保険者数で除したものです。

したがって、この額の増減をもって、単純に各市町村の被保険者一人ひとりの保険料が上がる又は下がることにはならない点に留意が必要です。

また、この一人当たり保険料収納必要額は、県が定めた一定のルールで計算したものであり、実際に各市町村で保険料を算定される場合とは異なる部分がある点についても注意が必要です。

5. 今後の対応（市町村）

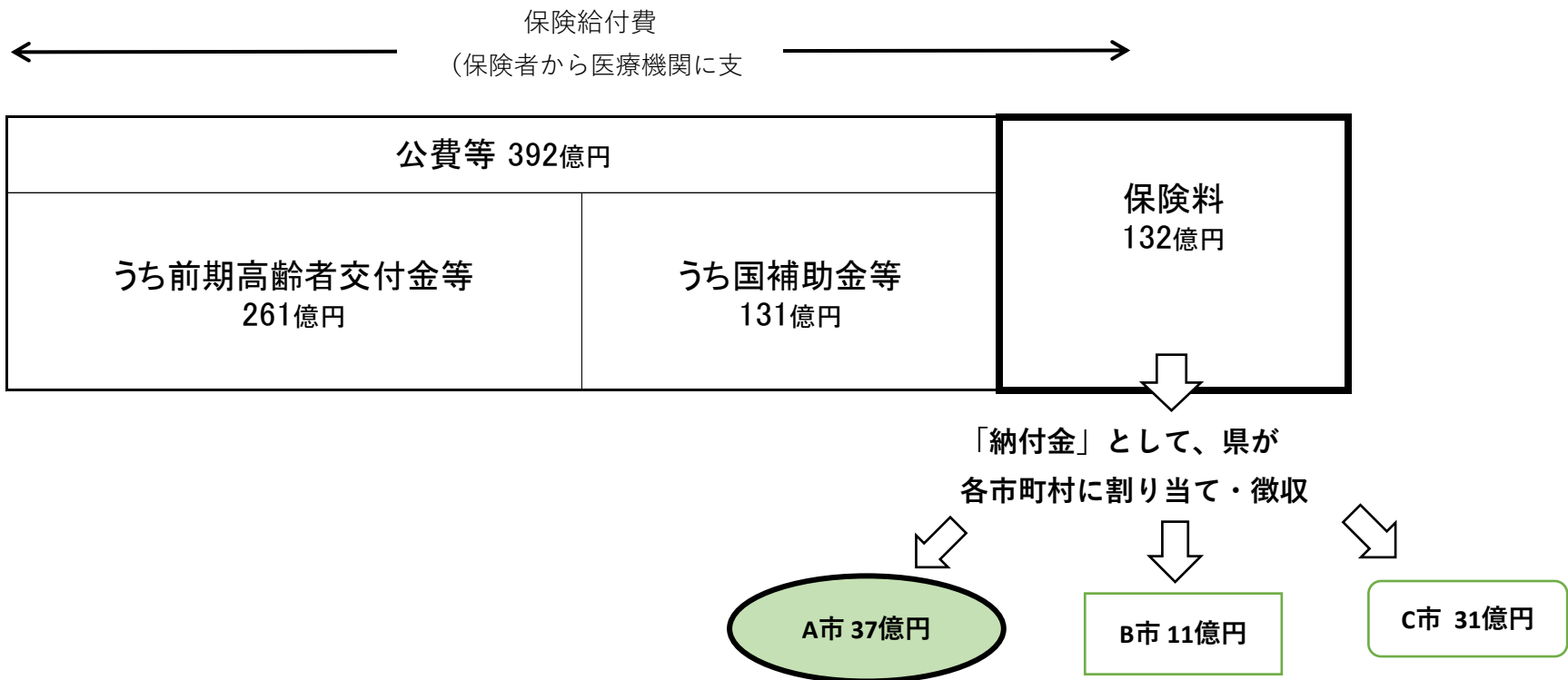
今後、各市町村では、県が今回示した納付金額をもとに平成 30 年度における自らの市町村の保険料率を検討されることとなります。

その際には、被保険者の負担増への配慮や、国保の財政調整基金などの活用も総合的に勘案しながら、検討が進められることとなります。

納付金等算定イメージ

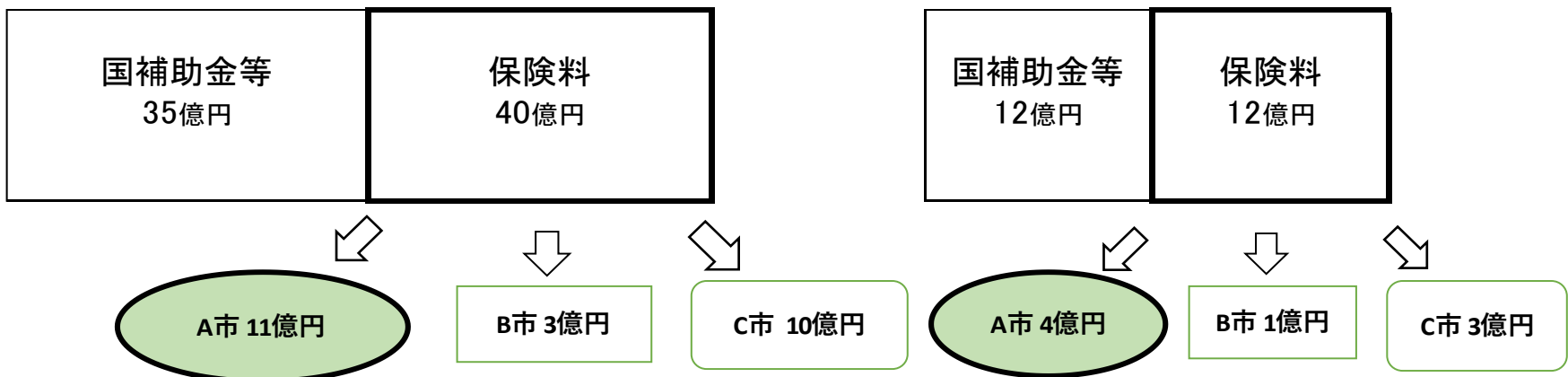
1. 納付金の割り振り(H30ベース)

(1) 医療費 524億円



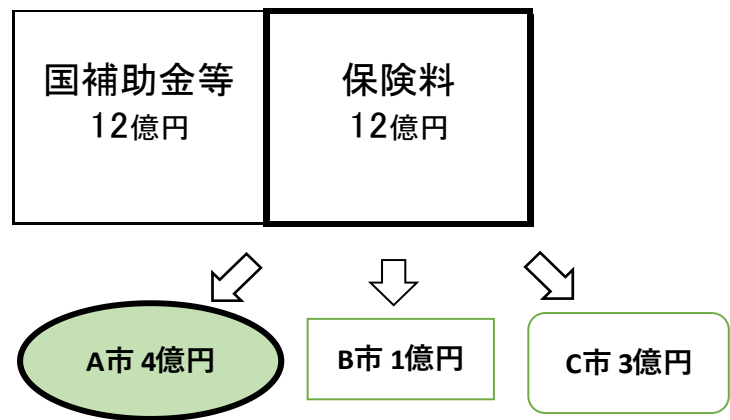
(2) 後期高齢者支援金分 75億円

75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度に対する拠出金



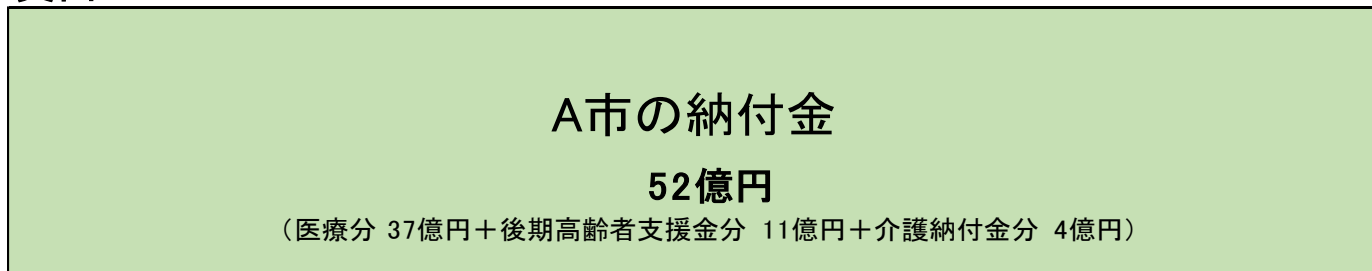
(3) 介護納付金分 24億円

40歳以上が納める介護保険料(2号分)

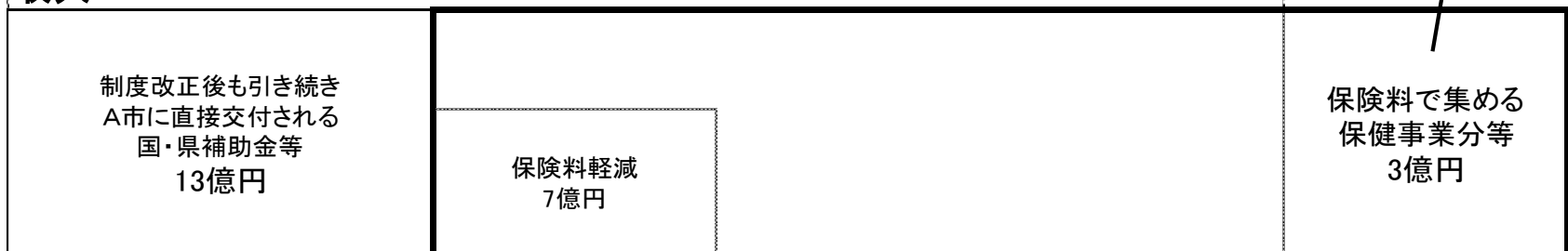


2. 保険料収納必要額 (A市の場合)

支出



収入



市町村毎に制度や取組が異なるため納付金には含めないが、標準保険料の算定ベースには含めるもの

- ・保健事業
- ・直診勘定繰出金
- ・その他諸費 等

← 保険料収納必要額 42億円 →

平成30年度 国民健康保険事業費納付金

改正国保法第75条の7の規定に基づき、市町村が県に納付すべき金額

	医療分 円	後期高齢者支援金分 円	介護納付金分 円	計 円
松江市	3,690,846,301	1,133,233,772	350,694,361	5,174,774,434
浜田市	1,131,658,578	296,851,315	71,687,491	1,500,197,384
出雲市	3,175,073,390	1,018,064,706	299,433,265	4,492,571,361
益田市	872,206,166	279,396,529	88,680,702	1,240,283,397
大田市	730,625,276	213,713,931	76,531,231	1,020,870,438
安来市	850,748,217	158,503,219	60,501,865	1,069,753,301
江津市	504,474,289	137,563,119	33,905,116	675,942,524
川本町	77,936,924	19,666,186	5,181,431	102,784,541
津和野町	165,841,402	50,240,524	17,644,947	233,726,873
海士町	59,902,749	21,385,350	6,488,540	87,776,639
西ノ島町	82,255,981	28,471,233	8,833,143	119,560,357
知夫村	21,143,961	8,002,960	2,942,650	32,089,571
雲南市	725,832,015	217,118,276	62,928,695	1,005,878,986
奥出雲町	250,661,253	84,013,875	22,711,903	357,387,031
飯南町	93,343,472	31,488,776	8,044,029	132,876,277
美郷町	105,252,613	30,831,781	7,217,007	143,301,401
邑南町	234,795,716	77,770,873	19,068,060	331,634,649
吉賀町	128,555,133	30,332,493	12,309,075	171,196,701
隠岐の島町	298,829,205	110,618,248	31,681,955	441,129,408
県計	13,199,982,641	3,947,267,166	1,186,485,466	18,333,735,273

(市町村の順番は、国民健康保険の保険者番号の順としている。別紙3についても同じ。)

平成30年度 一人当たり保険料収納必要額

・一人当たり保険料収納必要額とは、各市町村が集める医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に係る保険料総額を被保険者数で除したものを合算したものであり、この額が実際に賦課される保険料ではない。

・H28決算の「一人当たりの保険料必要額」は、H28の実際の保険料に法定外繰入等を加算するなどの調整を行ったものである。

・本表の金額は、低所得者に対する保険料軽減措置を適用する前の額である。また、収納率による調整は行っていない。

	H28決算		H30 一人当たり保険料収納必要額										
	一人当たり 保険料 必要額 ア 円	人数調整後 (※) A 円	激変緩和 前 円	人数調整後 (※) B 円	増減額 (2年分) B - A 円	増減 割合 B/A - 1	単年度 換算 同左 平方根	一人当たり 激変緩和 措置額 円	激変緩和 後 円	人数調整後 (※) C 円	増減額 (2年分) C - A 円	増減 割合 C/A - 1	単年度 換算 同左 平方根
松江市	131,094	113,147	136,417	113,754	607	0.5%	0.3%	0	136,417	113,754	607	0.5%	0.3%
浜田市	123,173	104,654	126,836	108,692	4,038	3.9%	1.9%	▲ 1,996	124,840	106,696	2,042	2.0%	1.0%
出雲市	139,235	117,387	134,190	113,054	▲ 4,333	▲ 3.7%	▲ 1.9%	0	134,190	113,054	▲ 4,333	▲ 3.7%	▲ 1.9%
益田市	112,312	92,032	128,221	106,284	14,252	15.5%	7.5%	▲ 12,417	115,804	93,867	1,835	2.0%	1.0%
大田市	119,970	101,594	126,405	102,815	1,221	1.2%	0.6%	0	126,405	102,815	1,221	1.2%	0.6%
安来市	123,578	106,212	136,504	117,424	11,212	10.6%	5.1%	▲ 9,201	127,303	108,223	2,011	1.9%	0.9%
江津市	132,671	114,473	113,786	96,436	▲ 18,037	▲ 15.8%	▲ 8.2%	0	113,786	96,436	▲ 18,037	▲ 15.8%	▲ 8.2%
川本町	121,119	98,069	105,887	88,029	▲ 10,040	▲ 10.2%	▲ 5.3%	0	105,887	88,029	▲ 10,040	▲ 10.2%	▲ 5.3%
津和野町	116,670	97,420	136,185	114,852	17,432	17.9%	8.6%	▲ 15,614	120,571	99,238	1,818	1.9%	0.9%
海士町	130,276	110,130	151,393	130,500	20,370	18.5%	8.9%	▲ 18,164	133,229	112,336	2,206	2.0%	1.0%
西ノ島町	146,647	126,888	138,680	115,285	▲ 11,603	▲ 9.1%	▲ 4.7%	0	138,680	115,285	▲ 11,603	▲ 9.1%	▲ 4.7%
知夫村	160,335	125,525	174,840	145,451	19,926	15.9%	7.6%	▲ 17,605	157,235	127,846	2,321	1.8%	0.9%
雲南市	128,786	112,536	117,252	97,350	▲ 15,186	▲ 13.5%	▲ 7.0%	0	117,252	97,350	▲ 15,186	▲ 13.5%	▲ 7.0%
奥出雲町	133,225	116,125	123,720	103,337	▲ 12,788	▲ 11.0%	▲ 5.7%	0	123,720	103,337	▲ 12,788	▲ 11.0%	▲ 5.7%
飯南町	136,242	112,588	104,057	86,347	▲ 26,241	▲ 23.3%	▲ 12.4%	0	104,057	86,347	▲ 26,241	▲ 23.3%	▲ 12.4%
美郷町	115,883	99,933	118,584	100,575	642	0.6%	0.3%	0	118,584	100,575	642	0.6%	0.3%
邑南町	116,573	99,496	132,781	114,360	14,864	14.9%	7.2%	▲ 12,948	119,833	101,412	1,916	1.9%	1.0%
吉賀町	105,212	87,023	121,155	101,158	14,135	16.2%	7.8%	▲ 12,406	108,749	88,752	1,729	2.0%	1.0%
隠岐の島町	127,001	106,955	113,561	95,804	▲ 11,151	▲ 10.4%	▲ 5.4%	0	113,561	95,804	▲ 11,151	▲ 10.4%	▲ 5.4%
平均	129,067	109,861	130,661	109,526	▲ 335	▲ 0.3%	▲ 0.2%		128,214	107,174	▲ 2,687	▲ 2.4%	▲ 1.2%

(※)人数調整後 介護納付金に係る保険料収納必要額を一般被保険者(H28分についてはH28とH30の介護第2号被保険者の数等で別途調整)で除したもの

平成30年度 市町村標準保険料率
 (※全市町村同一の算定方式(3方式)、賦課割合により算定した標準保険料率)

改正国保法第82条の3の第1項の規定に基づき、市町村が加入者に賦課する保険料の標準的な水準を県が算定し、公表するもの。

【留意事項】

・当該標準保険料率の算定に用いる各市町村の所得総額は、国の普通調整交付金の算定に用いる賦課限度額控除後の所得額を用いているが、これは各市町村が実際に保険料を計算する際に用いる所得額と比べて、保険料の賦課限度額を超える部分の所得控除が少なく、所得額が多めに算出される傾向があり、その結果、当該標準保険料率は、実際の各市町村の保険料率より低くなる傾向がある。

・このため、県が示した標準保険料率によりそのまま保険料の賦課を行った場合、必要な保険料総額を確保できないケースも想定される。

・したがって、各市町村は、実際に必要な保険料総額が確保できるよう、これまでどおりの方法で保険料率を計算する必要がある。

	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
松江市	7.32%	-	29,605円	20,417円	2.75%	-	11,135円	7,679円	2.39%	-	12,495円	5,557円
浜田市	7.66%	-	30,966円	21,355円	2.54%	-	10,292円	7,098円	1.90%	-	9,960円	4,429円
出雲市	7.14%	-	28,880円	19,917円	2.78%	-	11,258円	7,764円	2.16%	-	11,328円	5,038円
益田市	5.92%	-	23,938円	16,509円	2.53%	-	10,237円	7,060円	2.22%	-	11,628円	5,171円
大田市	7.00%	-	28,312円	19,525円	2.65%	-	10,737円	7,404円	2.61%	-	13,694円	6,090円
安来市	8.33%	-	33,708円	23,246円	1.79%	-	7,236円	4,990円	2.05%	-	10,736円	4,775円
江津市	6.64%	-	26,862円	18,525円	2.66%	-	10,771円	7,428円	1.99%	-	10,408円	4,629円
川本町	6.25%	-	25,288円	17,439円	2.59%	-	10,480円	7,227円	2.14%	-	11,211円	4,985円
津和野町	7.05%	-	28,504円	19,658円	2.57%	-	10,409円	7,178円	2.44%	-	12,794円	5,690円
海士町	5.62%	-	22,726円	15,673円	2.48%	-	10,015円	6,907円	1.91%	-	10,002円	4,448円
西ノ島町	6.02%	-	24,334円	16,781円	2.67%	-	10,818円	7,461円	2.11%	-	11,074円	4,925円
知夫村	6.09%	-	24,619円	16,978円	2.87%	-	11,607円	8,004円	2.33%	-	12,196円	5,424円
雲南市	6.36%	-	25,708円	17,729円	2.62%	-	10,578円	7,295円	2.07%	-	10,840円	4,821円
奥出雲町	6.47%	-	26,169円	18,047円	2.62%	-	10,616円	7,321円	2.02%	-	10,602円	4,715円
飯南町	5.60%	-	22,665円	15,631円	2.70%	-	10,925円	7,534円	1.97%	-	10,318円	4,588円
美郷町	7.50%	-	30,324円	20,912円	2.74%	-	11,096円	7,652円	2.09%	-	10,961円	4,875円
邑南町	6.58%	-	26,634円	18,368円	2.67%	-	10,784円	7,437円	1.88%	-	9,846円	4,379円
吉賀町	6.54%	-	26,452円	18,242円	1.94%	-	7,857円	5,419円	2.15%	-	11,277円	5,015円
隠岐の島町	5.72%	-	23,135円	15,955円	2.63%	-	10,630円	7,331円	2.01%	-	10,555円	4,694円

平成30年度 市町村標準保険料率
 (※各市町村がH28年度に設定した算定方式、賦課割合により算定した標準保険料率)

【留意事項】

- ・当該標準保険料率の算定に用いる各市町村の所得総額は、国の普通調整交付金の算定に用いる賦課限度額控除後の所得額を用いているが、これは各市町村が実際に保険料を計算する際に用いる所得額と比べて、保険料の賦課限度額を超える部分の所得控除が少なく、所得額が多めに算出される傾向があり、その結果、当該標準保険料率は、実際の各市町村の保険料率より低くなる傾向がある。
- ・このため、県が示した標準保険料率によりそのまま保険料の賦課を行った場合、必要な保険料総額を確保できないケースも想定される。
- ・したがって、各市町村は、実際に必要な保険料総額が確保できるよう、これまでどおりの方法で保険料率を計算する必要がある。
- ・また、H28年度に市町村が設定した算定方式、賦課割合に基づき算出しているため、H30年度に実際に市町村が採用する算定方式、賦課割合とは異なる可能性がある。

	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
松江市	7.94%	-	28,373円	19,237円	2.88%	-	10,701円	7,256円	2.42%	-	11,770円	5,234円
浜田市	9.17%	-	27,560円	17,935円	3.03%	-	9,178円	5,972円	2.02%	-	8,820円	3,780円
出雲市	7.82%	-	27,522円	19,992円	2.82%	-	10,762円	7,818円	2.09%	-	10,845円	4,923円
益田市	6.72%	-	21,602円	14,610円	2.85%	-	9,257円	6,261円	2.23%	-	10,823円	4,764円
大田市	8.12%	-	24,712円	16,979円	3.14%	-	9,398円	6,458円	2.79%	-	12,062円	5,354円
安来市	8.95%	-	30,642円	22,025円	1.95%	-	6,592円	4,738円	2.09%	-	9,558円	4,184円
江津市	8.73%	-	23,300円	15,282円	3.34%	-	9,355円	6,136円	2.43%	-	8,584円	3,750円
川本町	8.80%	-	20,966円	14,114円	3.70%	-	8,699円	5,856円	3.36%	-	8,776円	4,012円
津和野町	9.37%	-	23,878円	16,712円	3.42%	-	8,727円	6,108円	2.93%	-	10,781円	5,094円
海士町	5.05%	9.63%	25,226円	17,260円	2.21%	4.24%	11,108円	7,600円	1.60%	4.65%	10,767円	4,935円
西ノ島町	4.98%	17.39%	25,699円	16,957円	2.21%	7.74%	11,447円	7,553円	1.49%	6.99%	11,882円	5,092円
知夫村	4.74%	51.62%	27,613円	18,708円	2.17%	24.37%	13,083円	8,864円	1.84%	25.82%	14,893円	7,683円
雲南市	7.30%	-	19,836円	21,328円	2.86%	-	8,176円	8,791円	2.04%	-	8,615円	5,869円
奥出雲町	6.57%	-	24,524円	17,544円	2.68%	-	9,968円	7,131円	1.72%	-	10,128円	4,341円
飯南町	6.70%	-	19,417円	13,674円	3.23%	-	9,371円	6,600円	2.38%	-	8,731円	4,117円
美郷町	9.89%	-	25,244円	16,564円	3.62%	-	9,241円	6,064円	2.56%	-	8,849円	3,917円
邑南町	7.56%	-	24,086円	16,067円	3.07%	-	9,763円	6,513円	1.91%	-	9,046円	4,001円
吉賀町	7.80%	-	23,111円	15,608円	2.28%	-	6,862円	4,634円	2.26%	-	10,228円	4,584円
隠岐の島町	6.36%	-	21,903円	14,478円	3.00%	-	10,061円	6,650円	2.29%	-	9,414円	4,211円

平成30年度 都道府県標準保険料率
(※国から指定された算定方式(2方式)、賦課割合により算定した標準保険料率)

改正国保法第82条の3第2項の規定に基づき、市町村が加入者に賦課する保険料の標準的な水準を県が算定し、公表するもの。

	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
島根県	7.18%	-	40,817円	-	2.69%	-	15,224円	-	2.22%	-	16,511円	-